

平成 26 年 2 月 24 日

公正取引委員会事務総局
経済取引局企業結合課 御中

一般社団法人 全国銀行協会

11 条ガイドライン案等に対する意見の提出について

平成 26 年 1 月 24 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」および「債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方」の改定案に対する意見

(別紙)

項番	意見等	理由等
1	<p>投資事業有限責任組合への出資において、認可の要件として、今回の改定案では「キャピタルゲインを得ることを目的とした」投資であることを掲げているが、投資の回収手段は必ずしもキャピタルゲインを得ることに限られないことから、事業支配を目的とした議決権の保有ではなく投資目的と認められる議決権の保有については、今回の改定案のもとでも認可されると理解してよいか。</p>	<p>確認のため</p>
2	<p>投資事業有限責任組合などのファンドについて、6次産業化ファンドでは存続期間が15年程度を想定しているなど、10年超のファンドも今後組成される可能性があるが、今回の改定案では10年超の場合に一定の要件を満たせば一定の期間を付して認可することとされている。こうしたファンド組成時から存続期間が10年超となるファンドの認可申請については、認可申請はファンド組成時に行えばよいか(例えば、15年として申請し、15年が一定期間とされて認可されるのか)。</p>	<p>確認のため</p>
3	<p>投資事業有限責任組合への出資において、10年を超える期間については、「一定の期限を付して認可する」とされているが、保有期間の延長にかかる認可申請の回数について制限はなく、正当な理由があると判断されれば、保有期間の延長は何度でも認められるのか。</p>	<p>確認のため</p>